

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷六十第

行發日一月四年二十正大

論叢

納稅義務者としての内藏 法學博士 神戸 正雄
 價値の類型と個性 法學士 恒藤 恭
 モン派的社會改造哲學及び連帶思想 文學博士 米田庄太郎
 基督教文明の發展概論 法學博士 財部 靜治

時論

天然資源の國際的開放の原則 法學博士 戸田 海市
 産業組合中央金庫に就て 法學博士 河田 嗣郎

說苑

婚姻年齢の統計的研究 經濟學士 岡崎 文規

雜錄

失業保險制度の推移 法學士 一戸 二郎
 生産者及び消費者としての露西亞 經濟學士 藤野 靖
 世界的貨幣問題とカッセル 教授の學說 經濟學士 小川福太郎
 獨逸高等官の生計費 經濟學士 岡崎 文規
 マックス・ウェーバーの論文集 法學士 山口正太郎

獨逸高等官の生計費

岡崎文規

往年物價騰貴頂上の際には、我國に於ても、

小學校教員、或は判任官の如き、其の生活窮迫に陥れる者、自ら其の生計費を調査して、之を社會に訴へた實例は、決して珍らしくはなかつた。かゝる生活難の波は高等官の岸に迄も波及したかは知らぬが、その生計調査は未だ曾て發表された事を聞かない。ところが、最近の Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik (November, '22) を見ると Erich Simon が Der Haushalt eines höheren Beamten なる論題で、獨逸高等官の生計費に就いて詳論を試みてゐる。氏に従へば、本研究は氏が一日、某高等官と生計問題を論談せる末、彼が氏に示せる家計簿に基きて、研究を加へたる標本調査である。高等官の生計調査である事だけでも既に吾々の興味を十分に引く事が出来る、加之、Lengel や Bauer は所得の大小と、經費分布の變化とに關する歸納的研究によつて、一の法則を發見したのであるが、氏は特に、千九百十一年より千九百二十一年に至る十一ヶ年間の統計資料に基き、各費目間に於ける支出の實際的膨脹を指數によりて

記述してゐる所に本研究の眞價を説ふ事が出来る。そこで私は其の概要を紹介しつゝ、私の見る所を合せて記述することゝしよう。

調査主體。家族は千九百十一年一月には、主人と主婦と子供が二人、合計四人であつたが、千九百十一年中にもう一人子供が生れた。

調査客體及び調査期間。収入は主人の俸給の外に借地料があると述べてゐる丈で、内譯は無論のこと収入總額をも記述してゐない。生計調査としては收支の關係を明かにしてゐないのが最も物足りなく感ぜられる點である。調査期間は前述の如く十一ヶ年であつて、各年に於ける總支出額は左の通りである。

年次	支出總額	指數
一九一一年	八、一三八馬克	一〇〇・〇
一九一二年	八、三九三	一〇三・〇
一九一三年	八、七一五	一〇七・〇
一九一四年	八、六七六	一〇七・〇
一九一五年	九、三五六	一一五・〇
一九一六年	一〇、一一一	一二四・〇
一九一七年	一一、八四一	一四六・〇

一九一八年 一三、七六七
 一九一九年 二〇、二〇九
 一九二〇年 一三、八四〇
 一九二二年 五三、九七六

支出膨脹の原因としては Valuta の暴騰の

第一表 各費目に於ける支出の分布

費目	年次										
	一九二二	一九二二	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三二
飲食費	五元・四	五・六	五・三	五・六	五元・四	五元・九	四・七	五・七	五元・〇	四・三	四元・九
衣服費	九・〇	九・七	一〇・八	八・四	九・四	一〇・〇	一〇・七	七・七	一五・八	一五・一	一四・二
主人用	五・三	五・一	五・三	五・四	五・六	五・一	四・五	五・三	四・一	四・九	五・七
主婦用	四・二	四・九	四・八	四・五	四・一	四・四	四・九	四・四	五・〇	四・五	四・四
子供用	一・六	一・七	二・八	三・五	三・七	三・五	三・九	三・〇	四・七	三・〇	三・一
住宅料	一四・一	一四・三	一五・九	一六・〇	一六・八	一八・〇	一三・七	一三・八	九・三	五・〇	四・四
燈火料	一・一	一・〇	〇・九	〇・九	〇・八	一・四	一・九	一・二	〇・六	〇・六	一・五
薪炭料	二・五	三・三	三・八	三・一	五・〇	三・八	三・三	四・三	六・三	四・九	四・三
家具費	四・〇	三・八	二・四	一・八	三・三	一・四	三・二	一・六	一・九	二・〇	三・〇
女中費	六・〇	七・〇	六・九	六・六	六・一	五・八	五・五	五・〇	五・〇	五・〇	五・六
保險料	〇・五	〇・六	〇・八	〇・九	〇・九	一・一	一・一	〇・九	一・〇	一・五	一・五
衛生費	一三・三	二・六	六・九	五・八	三・二	三・〇	三・〇	六・一	四・〇	四・一	五・三
旅行費	七・八	八・四	四・九	七・三	—	五・三	五・三	九・八	九・〇	七・四	四・九
養費	〇・五	一・八	〇・六	三・四	二・六	三・六	三・九	四・八	三・八	四・三	三・一
娯樂費	三・一	六・五	四・一	一・八	一・三	一・七	二・一	一・一	一・四	一・六	二・三

次第に成長しつゝある子供の養育費の増大を擧げる事が出来る。
 各費目に於ける支出の分布を百分比によりて示せば左表の如し。

贈物費	1.0	2.8	2.5	2.1	1.8	1.6	1.7	1.6	1.1	1.5	1.1
交通費	1.5	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	0.7	1.1	0.8	1.0	1.7
租稅	4.0	3.1	3.1	4.5	3.5	3.6	3.1	1.9	2.7	3.7	2.1
郵便券	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.1	0.3	0.3	0.3	0.5	0.0
通話料	—	—	—	—	—	—	—	—	0.2	—	—
其他	2.3	1.3	2.6	2.4	1.3	1.3	1.1	1.1	0.7	1.9	1.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

右の表に就いて見る時は、支出の主要部分は飲食費に當てられ、二九・四%乃至四二・三%を占めてゐる。戦前即ち千九百十一年より千九百十四年迄は總支出額も大した變動なく、飲食費も同様に動搖少なく、平均三二・二%であつた。千九百十五年に至つて、飲食費が急激に膨脹した。即ち次の四年間一千九百十五年より千九百十八年一には平均三九・二%に上つたのである。千九百十九年には少し下つて、二五・〇%となつたが、千九百二十年、二十一年に至つて上り、四〇・〇%以上に達した。食飲費の暴騰と、子供の成育に伴ふ自然の必要とによるのである。食料品に次いで衣服が重要である。衣服費は總支出の七・七%乃至一四・二%であつて、飲食

費に對しては二〇・四%乃至三三・九%である。千九百十四年と千九百十八年とが一番低いが、それは主人が兵役に服してゐたからである。最も高いのは千九百十九年乃至千九百二十一年の三ヶ年間である。從來の衣服が使用するに耐へなかり、次第に補充新調する必要が出来て來たからである。この主なるものは子供の衣服費(一九二〇年の七・〇%、一九二一年の五・一%)と主婦の衣服費(一九一九年の五・〇%と一九二一年の五・四%)である。飲食費、衣服費に次いで、第三に必要なものは住居費である。家賃は最初の七ヶ年は總支出の1/3乃至1/2であつたが、千九百十八年には1/3、千九百十九年には1/2、千九百二十年及び二十年

には10%以下に降つてゐる。燈火費は全年を通じて常に一・〇%である。薪炭費は年によつて上下あり、千九百十五年には殊に甚しく暴騰してゐる。千九百十九年には多量の薪炭を購入したのである。

千九百十一年と千九百十五年と二度、轉居をしてゐる。家具費の膨脹の原因はそこにある。

即ち千九百十一年は、四・〇%、千九百十五年は五・三%である。その次には女中費及び保險費である。女中は最初のほご一人であつたが、中

頃二人にし、後に又一人にした。主人の言ふ所に従へば、女中を一人廢めると、子供と主婦の衣服費の大部分がそれから出るとの事である。

女中を一人にしたのは近年の物價暴騰のため、已むを得ない結果である。保險は火災保險、盜難保險及び女中のための社會保險の三つに加入してゐる。この費用も次第に増大してゐる。これは物保險に對しては保險物體の價額上騰の爲めであり、社會保險にあつては保險料の倍加による。貯蓄に代るべき生命保險には加入してゐ

ないのである。

この家族には大した病氣に罹つたものはなかつた。近年になつて、高い比率を示してゐるのは醫藥料が他の物價に對して一層大なる騰貴をしたものと見る外はない。

家族が健康を保持しようとするならば、新鮮な空氣が必要である。それは又大都市に生活するもの、生活條件である。それ故に總支出中、旅行費が比較的に高まつてゐるのである。只千九百十五年のみは例外である。

家族の健康増進費としては旅行費の他に、教養費と娛樂費の二つがある。教養費中には子供の授業料、教科書費も入つてゐる。娛樂費とは芝居、音樂會の費用及び禮費等である。其の他、夏期に於ける遠足費等も入つてゐる。千九百十一年より千九百十三年に至る三ケ年間を除けば、この費用は小額である。千九百二十一年に多少増大してゐるのは乗車賃金の騰貴による。

社交費は飲食費及び贈物費中に含まれてゐる

のであるが、主人の言ふ所に従へば、それはほん僅小である。

交通費とは事務上使用された運賃であつて、一・〇%内外である。

直接戦前には四・〇%であつたものが、戦時中は二・〇%に下り、千九百十九年以後は又上つてゐる。手紙は餘り出さない方で、市内の用事は大抵、電話を利用してゐる。其の他の費用とは布施費、寄附金、献金、茶代等である。

この家計簿を見て第一に氣付く缺點は準備金の項が全くない事である。貯蓄をするとか、さもなければ、主人は生命保険に加入す可きである。事變は思はぬ支出を生ぜしむるからである。次に家具費及び衣服費に對しても準備金を積立つ可きである。

第二表 總支出の膨脹率及び各費目に於ける支出の膨脹率

費目	年次	一九二二	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一
飲食費		100	100	103	105	107	108	110	112	115	118
衣服費		100	100	105	110	115	120	125	130	135	140
住宅料		100	100	105	110	115	120	125	130	135	140

支出は、既述せる如く、逐年膨脹してゐる。即ち千九百十一年には八千三百三十八馬克であつたものが、十一年後の千九百二十一年には五萬三千九百七十六馬克に膨脹したのである。實に六・五三二倍の膨脹である。乍併、各費目間に於ける指數の變動にも、また各費目間に於ける需要の烈度にも又差異がある筈であるから、千九百十一年より千九百二十一年に至る十一ヶ年間に於ける、總支出の膨脹率及び各費目間の支出の膨脹率を研究しなければならぬ。第二表は其の目的で作成せられたものである。基本指數は千九百十一年より千九百十三年に至る三ヶ年の平均である。衛生費のみは千九百十二年と千九百十三年の平均である。千九百十一年は法外に暴騰してゐるので之を除いたのである。

燈	火	料	100	21	20
薪	炭	料	100	11	12
家	具	費	130	13	14
女	中	費	100	14	15
保	險	料	100	15	16
衛	生	費	100	16	17
旅	行	費	100	17	18
娛	樂	費	100	18	19
交	通	費	100	19	20
租	稅		100	20	21
合	計		1000	100	110

第二表には電話費、郵券費、贈物費、其他及び養育費の各項が除かれてゐる。これ等は家計費全體の上から見て、極めて附屬的に過ぎないものや、子供が幼少なりし爲め、初期の年度には殆んど其支出授業料、教科書費を必要としなかつたものやであるからである。

第二表を見るに、總支出の指數は千九百二十一年には六四一に上つてゐる。戦前の餘裕ありし生活に對して、戦後は極度の節約が必要であつた。戦争のはじめには支出の膨脹は大したものではなかつた。しかし、千九百十七年には既

100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

に可なりの膨脹を來たしてゐる。戦後も逐年膨脹する一方である。

各費目に就いて見る時は、總支出の膨脹率以上の膨脹率を示してゐるものと、それ以下にしな膨脹してゐないものがある。即ち飲食費、薪炭費及び保険料の膨脹率は全年期を通じて總支出の膨脹率を凌駕してゐる。之と反對に燈火料（一九二六年及び一九二〇年は除外）家具費（一九一五年は除外）女中費、娯樂費の膨脹率は全年期を通じて總支出の膨脹率以下にある。衣服費、交通費及び租稅の如きは後年に至つて其の

* 一九一二——一九一三

膨脹率が總支出の膨脹率を超過してゐるが、住宅料、衛生費、旅行費の如きは其の膨脹率、初期の年度に於て總支出の膨脹率より高く、後年に至つて何れも低い。之に依つて見る時は、生活必需品（飲食品、衣服、薪炭、保險）の支出増加は平均支出増加より大である。物價騰貴及び自然的必需による支出の膨脹を都合よく調節するため、住宅料、燈火料、女中費、家具費、娛樂費、旅行費、等が節減されてゐる。衛生費の減少は僥倖的結果である。高等官たる所謂上層階級の生活にあつても、生計費の膨脹するに伴つて衣食費の爲めに、文化費が犠牲に供せられねばならないのである。